

平成 22 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間								
1. トン数標準税制 (海上運送法第 38 条に規定する課税の特例)	<p>「日本船舶・船員確保(5年)計画」を作成・申請し、国土交通大臣の認定を受けた対外船舶運航事業者は、当該5年間、日本籍船に係る所得についてトン数標準税制(課税の特例)を適用できる。5年後に更なる5年計画作成し再認定を受ければ更に5年間適用できる。</p> <p>(1)主な認定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日本籍船を5年間で2倍以上とすること ②毎年度、日本籍船1隻当たり1名以上の日本人船員を訓練すること ③毎年度、日本籍船1隻当たり4人以上の日本人船員を雇用していること <p>(2)対象 日本籍船に係る所得</p> <p>(3)みなし利益 「1日当たりのみなし利益の金額※」×「当該日本籍船の年間稼働日数」により算出。 ※1日当たりのみなし利益の金額(100N/T当たり)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>～ 1,000N/T</td> <td>120 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 N/T～10,000N/T</td> <td>90 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 N/T～25,000N/T</td> <td>60 円</td> </tr> <tr> <td>25,000N/T～</td> <td>30 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)課税の特例 「日本籍船に係る本来の所得」から「みなし利益」を差し引いた金額を所得控除(損金算入)できる。</p>	～ 1,000N/T	120 円	1,000 N/T～10,000N/T	90 円	10,000 N/T～25,000N/T	60 円	25,000N/T～	30 円	<p>平 21(22).4.1～ 平 26(27).3.31(5年間)</p> <p>再認定を受けた事業者は 平 26(27).4.1～ 平 31(32).3.31(5年間) も適用可</p>
～ 1,000N/T	120 円									
1,000 N/T～10,000N/T	90 円									
10,000 N/T～25,000N/T	60 円									
25,000N/T～	30 円									
2. 船舶の特別償却	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外航環境低負荷船 (3000G/T 以上) <ul style="list-style-type: none"> ●特償率 18/100 ●特償率 16/100 (但し、収入金額の課税の特例(所謂トン数標準税制)の適用を受ける法人が取得等をする日本籍船以外の外航船舶) ・ 内航環境低負荷船 (300G/T 以上) <ul style="list-style-type: none"> ●特償率 16/100 ●特償率 18/100 (但し、環境への負荷の低減に著しく資する船舶) 	<p>平 21.4.1～平 23.3.31</p> <p>平 21.4.1～平 23.3.31</p>								
3. 中小企業投資促進税制 (中小企業による機械装置等の取得に係る特例)	<p>取得価額×30/100の特別償却又は取得価額×7/100の税額控除</p> <p>(資本金1億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金3,000万円以下の法人のみ)</p> <p>(船舶については、基準取得価額×30/100の特別償却又は基準取得価額×7/100の税額控除)</p> <p>1)機械装置(取得価額160万円以上) (リース費用総額210万円以上)</p> <p>2)電子計算機等及び一定のソフトウェア (取得価額120万円以上) (リース費用総額160万円以上)</p> <p>3)船舶(内航貨物船(基準取得価額=取得価額×75%))</p> <p>4)トラック車両(車両総重量3.5トン以上)</p>	平 18.4.1～平 24.3.31								
4. 特定資産の買換特例(圧縮記帳制度)	<p>(1)船舶から船舶</p> <p>(2)内航船舶から減価償却資産</p> <p>((1)(2)とも譲渡差益の80%を圧縮記帳) 買換え資産(船舶)に対して新造船又は環境負荷低減型(中古船に限定)の設備要件あり</p>	<p>昭 45.4.1～平 23.3.31</p> <p>昭 59.4.1～平 23.3.31</p>								

項目	制度の概要	適用期間
5. 特定外国子会社等の所得の合算課税	特定の外国子会社等の留保所得のうち、親会社(内国法人)の持ち分に対応する部分を親会社の所得に合算して課税する。	
6. 登録免許税の課税の特例	<p>軽減後の税率(本則 4/1000)</p> <p>(1)所有権保存登記 新造又は外国法人から取得(新造された日から5年を経過していないもの)をする国際船舶の所有権の保存登記 ……船舶価額の<u>3.0/1000</u></p> <p>(2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け又は延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記 ……債権金額又は極度金額の<u>3.0/1000</u></p>	平 18.4.1～平 24.3.31
7. 特別修繕準備金	修繕費用×事業年度の月数/60か月×3/4	
8. 船舶の耐用年数	・油そう船 13年 ・薬品そう船 10年 ・その他のもの 15年	
9. とん税、特別とん税	(1)とん税 1純トン 16円 (2)特別とん税 1純トン 20円	
10. 固定資産税の課税の特例		
1) 船舶	・課税標準: (1)内航船 価格の 1/2 (2)外航船 価格の 1/6 (3)外国貿易船(外貿実績 50%超) 価格の 1/10 (4)外国貿易船のうち国際船舶 価格の 1/15	平 9～平 23 年度取得分
2) 外航用コンテナ	・課税標準: 価格の 4/5	恒久化
11. 港湾施設の特例措置	【外貿埠頭公社】 課税標準: ① 港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者により設立された公益財団法人で政令で定めるもの[(財)横浜港・(財)名古屋港、(財)大阪港、(財)神戸港埠頭公社]が旧外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第2条第1項の規定により承継した一定規模以上のコンテナ埠頭 <u>……固定資産税・都市計画税の課税標準を 3/5 (当初2年間) 4/5 (残り1年) ⇒ 3年延長の上、廃止</u> ② 上記外貿埠頭公社が平成10年3月31日までに所有している一定規模以上のコンテナ埠頭 <u>……固定資産税・都市計画税の課税標準を 1/2 (当初2年間) 2/3 (残り1年) ⇒ 3年延長の上、廃止</u>	平 14.4.1～平 25.3.31

項目	制度の概要	適用期間
2) スーパー中樞港湾において指定会社等(民営化会社)が国の補助金又は無利子貸付金により新たに取得する大規模コンテナ埠頭に係る固定資産税・都市計画税の特例措置	<p>【指定会社等】</p> <p>(1) 外貿埠頭公社から民営化会社へ承継するコンテナ埠頭に対する固定資産税・都市計画税</p> <p>① 旧公団から公社が承継した埠頭 課税標準 価格の 3/5(承継後 10 年間に限る)</p> <p>② 公社が解散するまでに所有した埠頭(①を除く) 課税標準 価格の 1/2(承継後 10 年間に限る)</p> <p>(2) <u>特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第三条第三項に規定する指定会社(以下「指定会社」)等が、国の補助金又は無利子貸付金により新たに取得する大規模コンテナ埠頭</u></p> <p><u>○ 取得後 10 年間、固定資産税・都市計画税の課税標準を1/2</u></p>	<p>平 18.4.1～</p> <p>平 22.4.1～</p>

※下線は平成 22 年度税制改正による変更箇所。